

小田原市監査委員公表第9号

平成30年 8月28日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 神永四郎

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成30年7月9日付け監査第15号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	契約保証金の取り扱いに係る記載がないなど、契約書の不備が見受けられた。 (管財課)	今後、業務委託契約を締結する際は、契約検査課が作成した業務委託契約書の様式を使用し、不備がないようにする。
2	延滞金の調定は、定められた日に一括して調定できるものとされているが、定められた日に調定を行っていないものが見受けられた。(市税総務課)	「一括して調定できる使用料、手数料等について」の通達にある一括調定の方法を再度確認した。また、担当者は一括調定日を記載したチェックリストを作成して、調定漏れがないよう管理することとし、担当者以外にも周知徹底した。
3	契約保証金の取り扱いに係る記載がないなど、契約書の不備が見受けられた。 (市税総務課)	小田原市契約規則に記載されている契約保証金の規定を再度確認し、特に契約保証金を免除する場合は、契約の締結前に契約担当者から決裁を受けることを徹底した。また、今回指摘のなかった契約についても確認することとし、担当者以外にも周知徹底した。

4	<p>雇入通知書で通知した月ごとの勤務日数を超えて勤務した臨時的任用職員に対し、必要な時間外勤務手当を支給していなかった。(資産税課)</p>	<p>平成30年度7月の臨時職員賃金支払い時に、支給されていなかった手当について支給した。</p> <p>今後は、当月の初めに臨時職員へ、休暇予定等の出勤状況を確認し、当月勤務日数及び勤務時間について、雇入通知書記載の事項に該当しているかチェックし、再発防止に努める。</p>
5	<p>臨時的任用職員に対し年次休暇を付与していないものが見受けられた。(地域政策課)</p>	<p>適正な事務執行のため、雇用期間に応じた年次休暇付与時期の一覧を作成した。</p>
6	<p>放置自転車等移動保管手数料に調定額の誤りが見受けられた。(地域安全課)</p>	<p>放置自転車等移動保管手数料については、収入済通知が届いた際に管理用エクセルに内容を入力し集計していたが、入力から確認までを担当者のみで行っていた。今後は、担当者が入力し確認したものを、再度、他者が確認作業を行い、ダブルチェックを行う体制とした。</p>
7	<p>臨時的任用職員等に対し年次休暇を付与しているが、本来、勤務を要する日について休暇取得を承認するところ、勤務を要しない日について取得を承認していたものが見受けられた。(地域安全課)</p>	<p>臨時的任用職員等に対する年次休暇の取得については、制度を十分に理解し、年間の個人別勤務予定表及び所属長が命令した日についてを「勤務を要する日」とし、「勤務を要する日」に休む場合に限り年次休暇として処理することとした。</p>
8	<p>契約保証金の取り扱いに係る記載がないなど、契約書の不備が見受けられた。(戸籍住民課)</p>	<p>契約検査課が作成した契約書のひな型を使用し、契約保証金の取り扱いに係る記載について遺漏のないよう対処していく。</p>